

U20日本代表チーム 参加同意書 兼 守秘義務誓約書

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 御中

私は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「JAF A」とする）の選出するU20日本代表チーム（以下「代表チーム」とする）に所属・参加する（代表候補者としてのトライアウトなどの大会事前参加を含む）にあたり、以下の内容に同意・了承し、代表チームの活動に参加いたします。また、第11項に掲げた事項の秘密を厳守することを誓約します。

1、スポーツマンシップ

フットボール綱領（THE FOOTBALL CODE：別紙）ならびに代表チームの方針を理解し、監督、コーチおよびスタッフの指示・指導に従って代表チームの活動に参加します。また、参加する全ての練習・試合において、フットボール綱領の精神およびルールに従い安全にプレーします。代表チーム、代表チームのスポンサー、JAF A及び各々の役員、構成員、会員、従業員その他関係者の名誉や信用を損ねるような発言や行動は一切せず、日本代表及び候補の選手・スタッフとして模範的な言動に努めます。

2、怪我と保険

競技の性質上、練習や試合において負傷するおそれがある事を理解します。

JAF A加入の傷害保険（死亡・後遺障害500万円、入院日額5,000円、通院日額1,000円）以上の保険を希望する場合は自己で保険加入をします。

3、感染症の罹患及び負傷

代表チームの活動（練習、試合及び懇親会並びにそのための移動を含むが、これらに限らない。）において他の選手や関係者との接近、接触等により、感染症（新型コロナウイルス感染症を含むが、これに限らない。）に罹患したり負傷する可能性があることを理解します。本日以降、感染症に罹患したり負傷した場合は、それが代表チームの活動に起因するものか否かを問わず、直ちに代表チームに報告します。また、万が一代表チームの活動により感染症に罹患または負傷し、通院、入院又は死亡した場合においても、特別な場合を除き、代表チームやJAF A及びそれらの関係者（JAF A役員を含む）に対して一切の責を問わず、損害賠償請求を行いません。

4、メディカルチェックの受診と疾患・受傷歴等の申告

本日現在、医師より運動を制限されておられません。但し、代表チームが指定した場合はメディカルチェックを必ず受診します。また、今後、医師から運動制限が課された場合には、速やかに報告します。

5、緊急時の対応

負傷時等の緊急時に代表チーム関係者が私の家族・親族に連絡することを承諾します。負傷などにより自ら判断を下せない又は意思表示に支障がある場合には、医療機関に随行した代表チーム関係者と当該医療機関の医師が協議し、必要な医療行為を行うことを予め承諾します。

6、個人情報の開示

フットボールを安全にプレーするために必要と思われる私の健康と身体に関する一切の情報、また代表チームを円滑に運営する上で必要となる個人的な情報については、代表チームから求められた場合、速やかに開示します。

7、違法行為についての責任

代表チームの活動であるか否かを問わず、法令違反行為（外国遠征の際の当該国の法令違反を含む）を犯した場合は、全て自己の責任として対処します。また、代表チームやJAFAsの所有物を毀損・破壊した場合は、全て自己負担で弁償します。

8、肖像使用

代表チームまたはJAFAs関係者が、フットボールの普及、宣伝又は教育目的で私の氏名、写真、映像、音声など（以下「肖像等」とする）を事前通知なしに無償で使用することに同意します。また代表チーム離脱後についても、普及・宣伝のため又は歴史的、教育的、あるいは記録保存の目的で、代表チームやJAFAsが私の肖像等無償で使用し続けることを承諾します。

9、チームから請求された費用の支払い

私は代表チームから請求された費用の支払いを期日までに完了することを約束します。

10、活動心得

私は以下の事項を表明し、かつ将来に亘り約束します。

- ① 人種、性別、信条、社会的身分、思想、宗教、出身地域、身体上のハンディキャップ又は学歴等を理由とした差別を一切行わず、人権を尊重し、平等に対応すること
- ② それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントを含むが、これらに限らない）を行わないこと
- ③ ドーピング行為を一切行わないこと。健康上の理由によりやむを得ず薬等を服用する場合には、必ず事前に医師に相談しドーピングに当たらないことを確認した上で、代表チームの許可を得て服用すること
- ④ 違法薬物（覚せい剤、大麻、コカイン、ヘロインを含むが、これに限らない）を一切使用しないこと（所持も不可）
- ⑤ 未成年者は、喫煙及び飲酒を一切行わないこと。またそのいずれをも他人に強要しないこと
- ⑥ 代表チームの戦術・戦略など代表チームに関する情報、及び代表チームのメンバー（選手のみならず、指導者・スタッフ・関係者を含む）に関する情報について秘密を守ること（かつ第11項で重ねて誓約します）
- ⑦ ソーシャル・ネットワーキング・サービス等に不適切であると捉えられる可能性のある（他人の誹謗・中傷、私自身又は代表チームのメンバー（選手のみならず、指導者・スタッフ・関係者を含む）の品位・評判を損ないかねないものを含むが、これに限らない）書き込み、動画や画像の投稿をしないこと
- ⑧ 暴力的、脅迫的又は威圧的な言動を行わないこと（ルール内のプレーは除く）
- ⑨ 暴力団員、かつての暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはその関係者、その他反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」という）ではないこと。また、反社会的勢力との間に、社会的非難を受ける又はその恐れがある関係を有さないこと
- ⑩ 代表チームのユニフォームを複製しないこと。また、代表チームのマークやロゴが入った衣類、帽子、鞆その他代表チームの一員であること又は過去に代表チームの一員であったことを示唆する一切のもの（JAFAs 又は代表チームが公式に用意したものであるか否かを問わず、以下「代表チームのロゴ等」とする）を作らないこと
- ⑪ 代表チームのユニフォーム（複製を含む）又は代表チームのロゴ等を販売しないこと
- ⑫ JAFAs に申請して事前の許可を受けることなく、TV、ラジオ、雑誌等（媒体を問わない）に出演し、掲載され、又は登場等しないこと。これは、代表チームのメンバーであること又はあったことを題材にする出演、掲載又は登場であるか否かを

問わない。この場合、JAF A は、事前の申請があり、当該 TV, ラジオ、雑誌等が合理的なものである以上、原則として許可するものとする。

- ⑬ JAF A 又は代表チームから指示された場合を除き、JAF A の事前の許可なく、代表チームのユニフォーム（複製を含む）又は代表チームのロゴ等を身につけて又は所持して一切の取材を受けないこと（媒体を問わない）。代表チームの活動（練習、試合及び懇親会並びにそのための移動を含むが、これらに限らない。）以外では、JAF A の事前の許可なく、代表チームのユニフォーム又は代表チームのロゴ等を身につけて又は所持して外出せず、かつ人前に出ないこと。
- ⑭ JAF A の事前の許可なく、代表チームのユニフォーム又は代表チームのロゴ等を身につけて又は所持して写った写真又は動画（被写体が私であるものに限定しない）を、インターネット上に露出しないこと（私や私の家族又は友人・知人の SNS 等であっても不可）。但し、代表チームの試合中又は代表チームの活動中に撮影されたものはこの限りでない。

11、秘密の厳守

私は、次の各号につき守秘の重要性をよく理解し、これらの秘密を厳守します。

- ① 代表チームの活動上知り得た代表チームの戦術や戦略、チームメートの健康状態や負傷の程度などの秘密情報を、その方法の如何を問わず、チーム外に発表、公開、伝達、漏洩、利用等しません
- ② 私が代表チームを離脱した後も、代表チームの活動中と同様に、活動上知り得た代表チームの戦術や戦略、チームメートの健康状態や負傷の程度などの秘密情報を、JAF A の許可なく発表、公開、伝達、漏洩、利用等しません
- ③ 代表チームのメンバー（選手のみならず、指導者・スタッフ・関係者を含む）の個人情報には細心の注意を払い、代表チームでの活動中はもとより代表チームを離脱した後も、他に漏らしません
- ④ 前三号のいずれか 1 つにでも違反した場合（たとえ悪意・害意がない場合であっても）には、JAF A が決定する処分を受け入れます

12、解約・解任

本書同意事項を遵守していないと JAF A が判断した場合、本同意事項に限らず JAF A による指示・指導・要請等に繰り返し従わない場合、又は本同意事項に限らず代表チームの一員として相応しくない言動・振る舞い等があったと認められる場合には、代表チームから解約・解任・除外されることがあることを承諾します。それにより私が経済的損失を被ることがあっても、JAF A に損害賠償を求めません。

13、同意書の有効期間

この同意書は、私が署名した日から効力を有し、私が代表チームに所属・参加する（代表候補者としての参加を含む）限り（第 1 項後段、第 8 項、第 10 項⑥、⑩～⑭、及び第 11 項については代表チームを離れた後もなお）有効であることを理解します。

私は、この同意書を署名前に熟読し、内容を熟知しています。

氏 名 _____ ⑩ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ ⑩ ※ 本人が未成年者の場合に限りませ

日付 年 月 日

【別紙】フットボール綱領 (THE FOOTBALL CODE)

伝統的に、フットボールは教育活動の重要な一環を担っている。フットボールは激しく、力に満ちた、身体をぶつけ合うスポーツである。それゆえ、プレーヤー、コーチ、その他の試合関係者に対しては、最高のスポーツマンシップと行動が要求される。不正な戦術、スポーツマンらしからぬ行為、故意に相手を傷つけることは絶対に許されない。

a. フットボール綱領は、不可欠なものであり、注意深く読まれ、守られなければならない。

b. 公式規則の裏をかいたり無視したりすることで益を得ることは、コーチやプレーヤーにとってフットボールにたずさわる資格に欠けるとの烙印を押されることである。

長年にわたって、競技規則委員会は、規則と適切な罰則によって、さまざまな種類の不必要な乱暴な行為、不正な戦術、スポーツマンらしからぬ行為を禁止するため努力してきた。しかし規則のみではこの目的を達成しえない。コーチ、プレーヤー、審判員およびすべての試合関係者の絶えざる最善の努力のみが、このスポーツの高水準の倫理を維持し、人々の期待に沿うものとなるのである。それゆえ、コーチ、プレーヤー、審判員、その他試合の興隆に責任を有する者に対する指針として、競技規則委員会は次の綱領を掲げる。

コーチの倫理

公式規則を侵害することを故意にプレーヤーに教えることは、弁解の余地のない行為である。意図的なホールディングをすること、不正な開始の合図、不正なシフト、負傷を装うこと、インターフェランス、不正なフォワードパス、意図的な乱暴な行為を行うこと等を教えるのは、プレーヤーの人格形成に役立つどころか、むしろ低下につながる。そのような指導は、相手に対してフェアでないのみならず、コーチの管理に委ねられているプレーヤーの徳の低下をもたらすものであり、教育プログラムとしての場である試合に存在する余地はない。

以下に掲げる行為は、非倫理的な行為である。

a. 相手を欺く為に試合中に番号を変えること。

b. フットボールのヘルメットを武器として使用すること。ヘルメットはプレーヤーの保護の為のものである。

c. 相手プレーヤーに対してターゲティングして強力な接触をすること。プレーヤー、コーチ、そして審判員は、ターゲティングしてヘルメットのクラウンで強力な接触をすることや、ターゲティングして無防備な相手の首や頭部に対して強力な接触をすることの撲滅を目指さなければならない。

d. フットボールの試合において、治療の為でない薬を使用すること。これは、アマチュア競技者の目標や目的と一致しておらず、禁止されている。

e. 開始の合図を不正に行うことによる、“ビーティング ザ ボール”。これは、まさに相手から利益を意図的に盗むことである。正しい開始の合図が必要であり、審判員に見つからないだろうと思ひ、ボールがプレーに移される何分の1秒か前にチームをスタートさせることを目的とする合図は、不正である。これは短距離選手が、ピストルを撃つ10分の1秒前に、特別な合図をもらうことをスターターと秘密に約束するのと同じことである。

f. 相手のオフサイドを誘発する目的でプレーの開始を装うようなシフトや他の公正でない戦術を使用すること。これは、不当に利益を得ようとする故意の試みとみなされる。

g. いかなる理由であれ、故意に負傷を装うこと。負傷したプレーヤーは公式規則に従い充分保護されるべきである。しかし、故意に負傷を装うことは、不正直でスポーツマンらしからぬ行為であり、公式規則の精神に反することである。そのような作戦は、スポーツマンシップを尊ぶ我々の間では認めることができない行為である。

相手への話しかけ

品の無い、侮辱的な、口汚い、つまらない言葉、あるいは報復行動を挑発するような言動や相手を打ちのめした

りする意図的な方法で相手に話しかけることは、不正である。コーチはこのような行為に対し頻繁に協議し、これを規制する審判員の行動のすべてを支持するように強く要請される。

審判員への話しかけ

審判員が罰則を科し、あるいは決定を下すのは、審判員が自分の見たことに対する単なる任務の遂行をしているのである。審判員はフットボールの試合の本来の姿を維持するためにフィールドにいるものであり、その決定は最終的なもので、プレーヤーやコーチは受諾すべきである。

コーチは、プレーヤーや報道機関に対し、公式、非公式を問わず審判員を非難してはならない。また、ベンチ内にいる誰かが試合の最中に審判員に対して悪口を吐いたり、またプレーヤーや観客が審判員に反感を持つような扇動的な行為を行うことを許したり、コーチ自身が行うことは、試合の規則の侵害であり、コーチとして相応しくない行為である。

ホールディング

手や腕を不正に使用することは不正なプレーであり、正しい技術の発展を阻害するものであって試合には全く不要のものである。試合の目標は、不正に相手をつかむことをせずに正しい戦術、技術、スピードによってボールを前進させることである。すべてのコーチとプレーヤーは、オフenseとディフェンスの正しい手の使用に関する規則を完全に理解しなければならない。ホールディングは最も多い反則であり、罰則の厳しさを強調することは重要なことである。

スポーツマンシップ

故意に規則を侵害したプレーヤーは、ひきょうなプレー、スポーツマンらしからぬ行為の罪を犯したものであり、罰則の有無にかかわらず、試合の名声を高める義務を忘れ、フットボールの名誉を傷つけたものとして反省すべきである。

2018年
JFA競技規則委員会